

巡回型めむろ☆未来ミーティング対応書

(今後の対応が必要な事項 ・ 次回までに検討が必要な事項)

↑ 該当する項目に○を付けてください

トーク開催日	令和4年1月20日(木)
トーク会場	平和地域福祉館
対応が必要な事項	②道路交通法改正に伴う農機の公道走行要件について
担当部署	農林課農業振興係
対応方針 * 該当項目を残し、他は取り消し線をかけてください。	<p>① 即対応する(した)</p> <p>2 中長期的に検討する</p> <p>3 対応できない</p>
対応内容	<p>【質問・意見内容】</p> <p><u>道路交通法の改正により、公道走行時の灯火装備や小麦のコンバインのヘッダーの着脱要件など、様々な影響がある。現実的に着脱できる場所がなかったり、装備のために多額の費用がかかることもある。アナウンス自体もよく理解できないところがある。②</u></p> <p>【対応内容】</p> <p>作業機付きトラクターについては、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準が、直装式については平成31年4月から、けん引式については令和2年1月から緩和され、灯火器類等の設備等必要な措置を講ずることで公道走行が可能となっています。</p> <p>直装式農作業機におけるチェックポイントは次のとおりです</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 灯火器類の確認 2. 全幅の確認 3. 運行速度の確認 4. 免許の確認 <p>けん引式農作業機におけるチェックポイント次のとおりです</p> <p>0. 前提</p> <p>灯火器類を、けん引式農作業機の全面及び後面に備える必要があります。また、農耕トラクターとけん引式農作業機をチェーン等の丈夫な装置でつなぐ必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 灯火器類の確認 2. 全幅の確認 3. 運行速度の確認 4. 免許の確認 <p>町ホームページにおいても周知していますが、公道走行ガイドブック等の詳細(チェックポイント等)に関しては、作業機付きトラクターの公道走行について:農林水産省(maff.go.jp)を御確認ください。</p>